

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 1 日

介護サービス事業所 管理者 様

今治市健康福祉部 高齢介護課長

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算について

平素から介護保険制度の円滑な運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件について、介護給付費の請求状況を確認したところ、下記の加算について、要件を満たしているにもかかわらず、算定していない事例が散見されました。加算を算定するか否かについては、各事業所の判断となりますが、念のためお知らせします。

記

1 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の内容

事業者等が、別に厚生労働大臣が定める地域（注 1）に居住している利用者に対して、運営規程に定める通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算することができます。（福祉用具貸与は計算方法が異なります。）

（注1） 別に厚生労働大臣が定める地域（平成 21 年 3 月 13 日厚生労働省告示第 83 号）

イ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域（鵜島、津島、大下島、小大下島、小島、来島、馬島、比岐島）

ロ、ハ 略

ニ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地（宮崎、川上、西山、松尾、田之尻、盛、浦戸、口総、肥海、宗方、大下、野々江）

ホ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村（龍岡村）

へ、ト 略

チ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域（旧玉川町、関前村）

リ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（旧菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村）

ヌ 略

2 注意点

- （1）1 の加算を算定した場合は、通常の事業の実施地域以外の地域を訪問した場合の交通費の支払いを受けることができません。
- （2）運営規程に定める「通常の事業の実施地域」内にある「別に厚生労働大臣が定める地域」に居住する利用者へのサービス提供には、加算の算定はできません。
- （3）1 の加算を算定する場合は体制届の提出は不要ですが、重要事項説明書等により利用者又はその家族の同意を得る必要があります。

3 対象サービス

訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）福祉用具貸与、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援

【担当】

今治市健康福祉部高齢介護課

介護保険担当

TEL0898-36-1526 FAX0898-34-5077